

### 3 相談支援のための専門的能力・力量

- ① インテークにおける面接及びコミュニケーション能力
- ② サービス調整における地域社会の社会資源の把握能力
- ③ 利用者の主体性を重視する能力
- ④ 地域におけるネットワークを構築する能力
- ⑤ 権利擁護を推進する能力

# 制度の壁の矛盾

- 介護保険法 65歳以上  
40歳以上で特定疾患  
65歳以上の高齢者の多数  
が身体障害者
- 障害者 障害者手帳の所持者  
65歳になると介護保険の  
対象となる

地域の中には、福祉ニーズのない人達も、障害者も高齢者も、子供も雑居している！！

なぜ、種別で相談を分けなければならないのか！！

相談を受ける側の知識とスキルの不足のつかけを、利用者に回しているのでは？

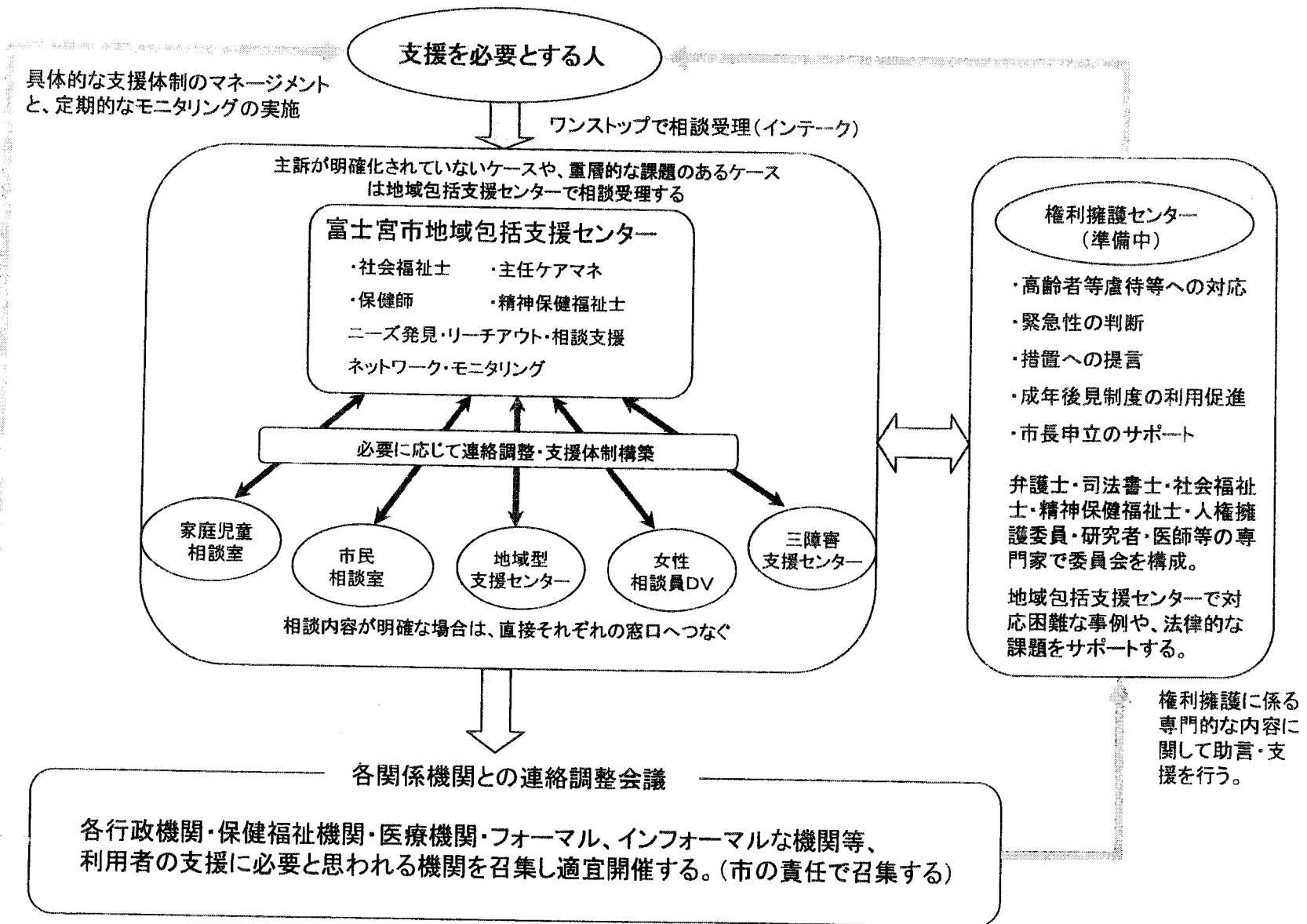
# 『ワンストップ』の相談

- ① たらい回しにしない
- ② 相談者本人と家族の全体を捉える  
(医療、保健、福祉、介護保険、その他)
- ③ 相談からサービス利用の連続性  
(相談だけで終わらせない)
- ④ 生活支援を躊躇している人や社会的  
に孤立している人への働きかけ

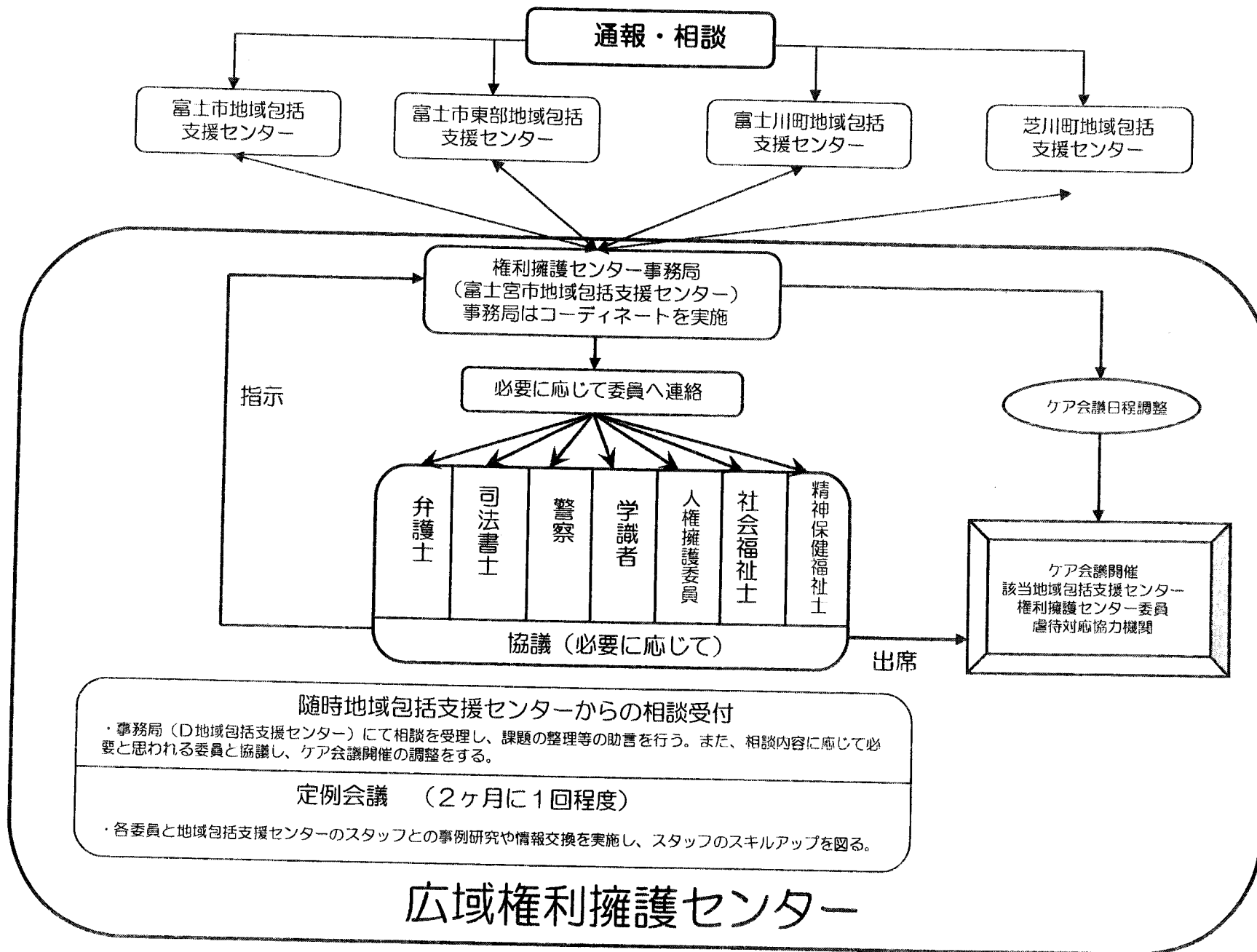
# 高齢者・障害者・子供等の種別に関わらず初期相談を実施するには

- ・ 主訴が明確で、ワーカビリティのある人は、各相談窓口へつなぐ。
- ・ 主訴が明確でない、または漠然とした不安、重層的な課題のある人は、地域包括支援センターでインテークをし、必要な支援機関をコーディネートする。

# 富士宮市における総合相談支援システムフロー



# 権利擁護広域ネットワークフロー (富士圏域)



**随時地域包括支援センターからの相談受付**  
・事務局（D地域包括支援センター）にて相談を受け、課題の整理等の助言を行う。また、相談内容に応じて必要と思われる委員と協議し、ケア会議開催の調整をする。

**定例会議 (2ヶ月に1回程度)**  
・各委員と地域包括支援センターのスタッフとの事例研究や情報交換を実施し、スタッフのスキルアップを図る。

## 広域権利擁護センター

自分で相談にこれない人をどのように支援するか。

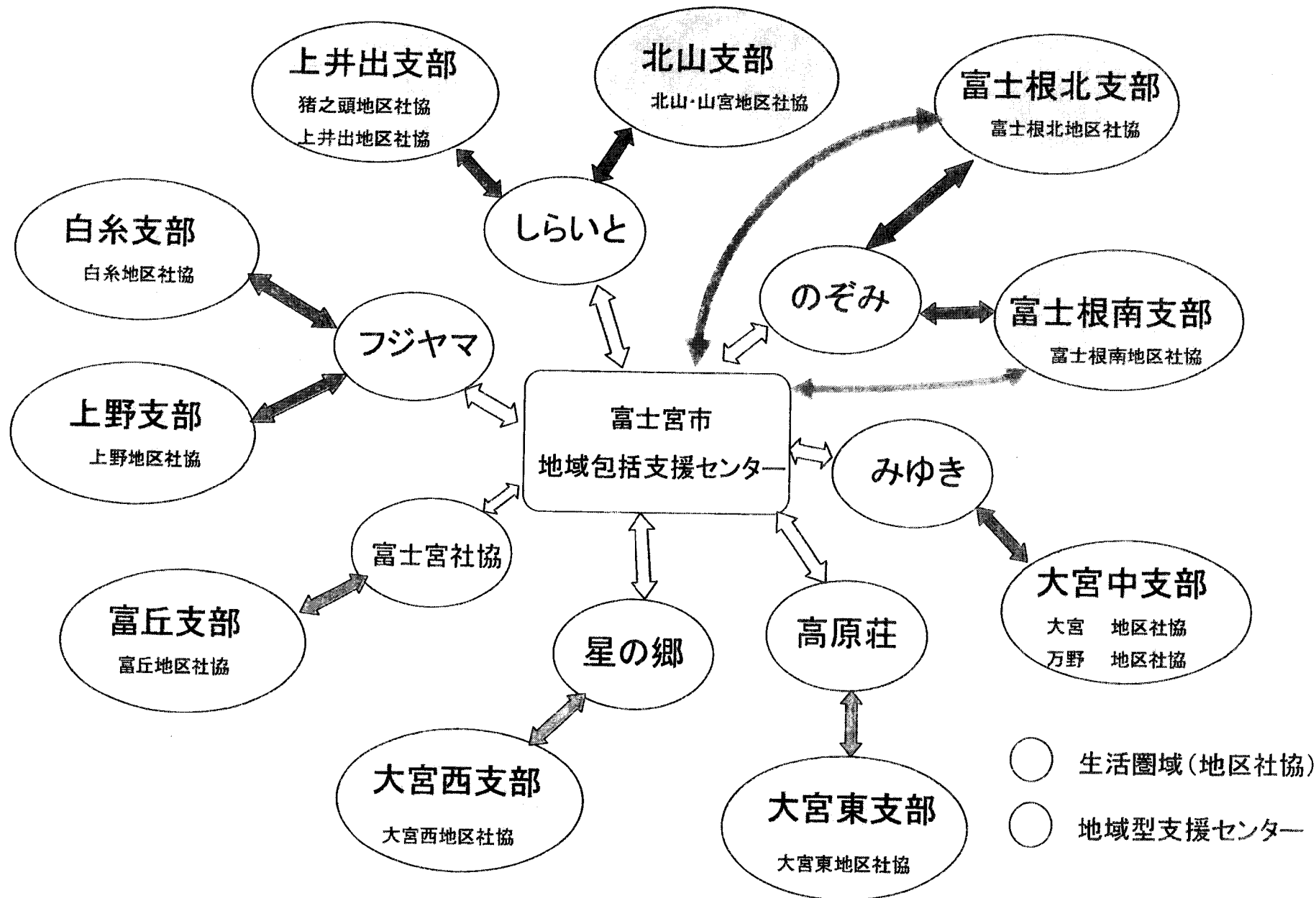
- 一人暮らしで閉じこもりがちな人。
- 認知症が始まり消費者被害にあっている人。
- 支援を拒否している人
- 生活困窮している人
- 虐待や経済的搾取にあっている人
- 地権事業や成年後見制度利用が必要な人



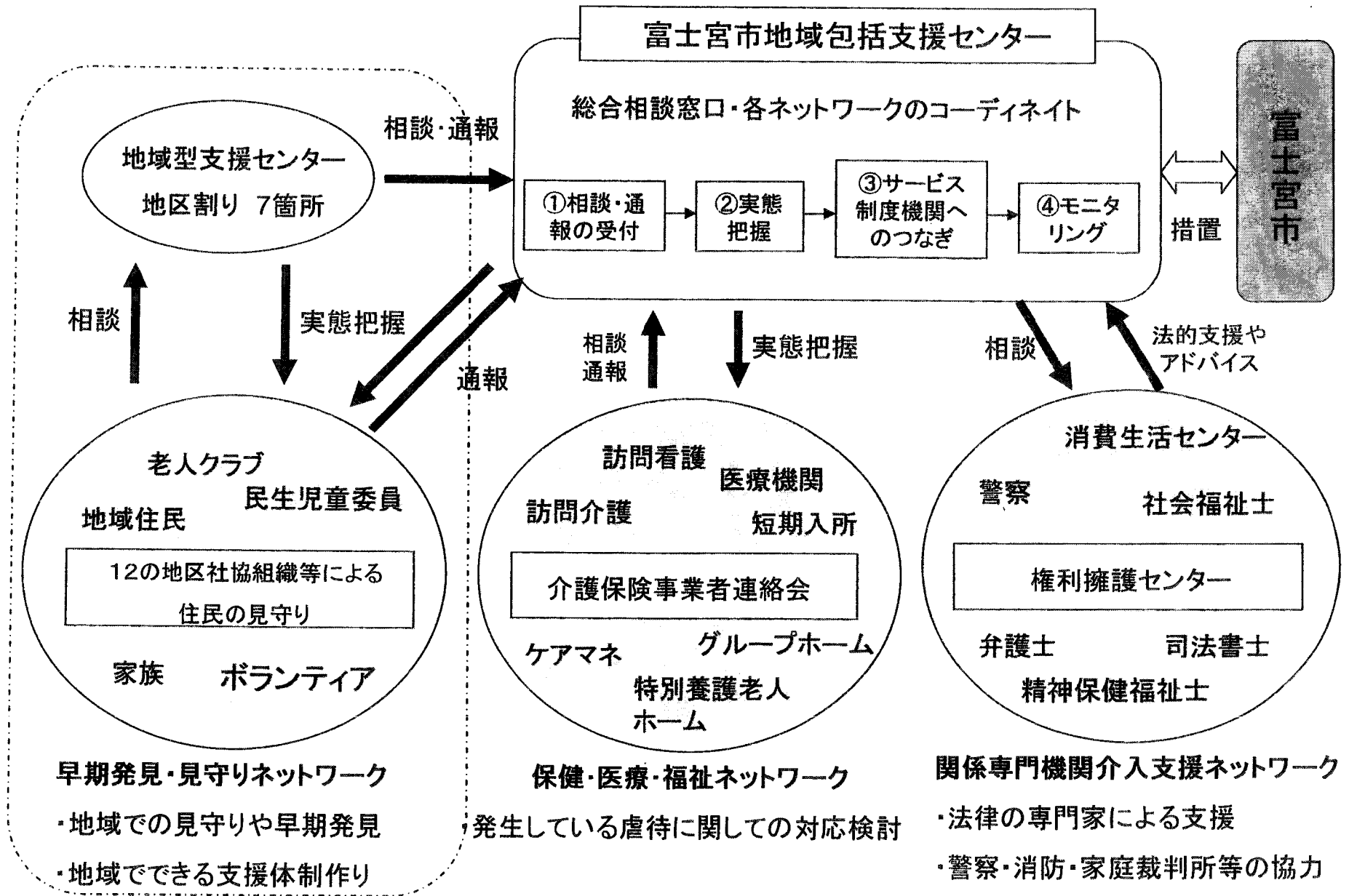
# 地域での見守りネットワークの構築

- ・ 地域住民の意識改革
- ・ 地区社協組織（市内12ヶ所）の活用。
- ・ 老人クラブや民生委員との協働
- ・ 地域型支援センター（旧在介）の再編

# 富士宮市における地域福祉ネットワーク



# 地域福祉ネットワークイメージ（虐待防止・孤独死防止等）



# 富士宮市における福祉事務所機能（H20年度案）

